（参考様式８号－２）　　　　買手様用

今回買入される農用地の登記を、えひめ機構が行います。

今回の農用地の所有権移転は法律の規定により、えひめ機構が行います（必要書類の取得にかかる費用はご負担が必要です）。

●手順１　土地所有者との話しがまとまり農地取得が決まりましたら、下記の書類を、市町を通じてえひめ機構に提出をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック欄 | 提出が必要な書類 | 説　明 |
|  | 参加申込書 | えひめ機構の特例事業により農地を取得するために必要な文書です |

●手順２　機構への土地代金の支払い

促進計画が公告され、農用地の所有権移転が決定しましたら、促進計画に記載されました支払期限内に速やかに、下記のえひめ機構の口座に、土地代金の振込みをお願いします。

**重要：支払期限までに振り込まれない場合には、売買が無効になります**

**＜振込先口座＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | **愛媛県信用農業協同組合連合会** | 支店名 | **愛媛県庁支店** |
| 口座番号 | **１０４２２８４** | 口座種別 | **普通** |
| （フリガナ）口座名義 | （**ｺｳｴｷｻﾞｲﾀﾞﾝﾎｳｼﾞﾝｴﾋﾒﾉｳﾘﾝｷﾞｮｷﾞｮｳｼﾝｺｳｷｺｳﾘｼﾞﾁｮｳ**）**公益財団法人えひめ農林漁業振興機構理事長** |

●手順３　土地代金の振込とあわせ、下記の書類を、市町を通じてえひめ機構に提出をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 土地代金振込の証拠書類 | 土地代金の振込伝票の控えの写しです |
|  | 収入印紙円分 | 所有権の移転登記申請に必要なもの、郵便局で購入してください |
|  | 住民票、法人の場合は現在事項全部証明書 | 所有権の移転登記申請に必要なもの、移転先の住所の確認に使用します |
|  | 登録免許税の軽減措置に係る証明願※取得農地が農振農用地区域内である場合 | 買手様が申請し、市町長が証明した証明書、登録免許税（収入印紙代）が軽減されます**（認め印を押印してください）** |

【問合先】公益財団法人　えひめ農林漁業振興機構

〒790-0003　松山市三番町四丁目4-1TEL　　089-945-1542　FAX：089-932-7825